

S N S を通じた啓発広告の配信業務委託仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い協議が整った場合には候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

S N S を通じた啓発広告の配信業務委託

2 事業目的

S N S を通じて、消費者被害防止を始めとした消費者教育に係る啓発広告を配信することにより県民に注意を促し、消費者被害の未然防止を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

4 配信対象・期間

配信対象は埼玉県内とする。

配信期間は 4 ヶ月間とする。

配信時期は令和 8 年 1 1 月～2 月を予定する。ただし、契約後、委託者と受託者の協議により変更する場合がある。

5 委託業務の内容

事業目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) S N S 広告（ディスプレイ広告）の制作・配信

- ・ 埼玉県が選定する 4 つの啓発テーマに対応したディスプレイ広告を制作し、埼玉県の承認を得た上で配信する。制作にあたっては埼玉県と綿密な協議・調整を行うこと。
- ・ 県は、各啓発テーマに該当する消費者相談事例等を提供する。
- ・ ディスプレイ広告の原案は、テーマごとに複数提出すること。校正は 3 回程度とするが、県が校了と判断するまで行う。
- ・ 制作にあたっては、リンク先の主要情報を盛り込むなどクリックしない場合でもテーマに即した啓発や注意喚起できるものとする。また、消費者被害等への関心が低い潜在層にも訴求できるよう、デザイン・キャッチコピー等の工夫をすること。さらに、ユニバーサルデザインの視点に配慮した色彩表現、フォントを用いて分かりやすく作成すること。
- ・ 広告媒体は、Instagram、Facebook とする。ただし、4 テーマのうち、2 テーマは両媒体、2 テーマは Instagram のみとする。
- ・ 制作したディスプレイ広告は、配信する広報媒体において最適に表示されるよう、媒体ごとにサイズ等を調整すること。
- ・ 広告のターゲットは、テーマごとに県が指定する。

- ・ 広告のリンク先は、県が指定する。

(2) 目標設定・管理

- ・ インプレッション数：(提案により設定。ただし20万回／月以上とする。)
- ・ 事業目的及び目標インプレッション数を達成するために最適な配信スケジュールを作成するとともに、課金方法を選定し、埼玉県承認を得ること。
- ・ 見積書における広告配信代に達しないうちに目標インプレッション数を達成した場合であっても広告配信を継続し、見積書における広告配信代内での広告効果の最大化を図ること。
- ・ 広告価値毀損問題「アドフラウド」「ビューアビリティ」「ブランドセーフティ」対策を講じること。

(3) 効果測定

- ・ 広告配信開始後、1週間に1回程度、インプレッション数やクリック数、リーチ数、閲覧者の年齢・性別等の情報を媒体ごとに集計・分析したレポートを県に提出すること。
- ・ 運用方法等に課題があると判断した場合は、改善策を提案し、埼玉県と協議の上、実施すること。

(4) その他

- ・ 利用する広告媒体の県公式SNSアカウントの広告権限付与申請を行う。
(主な記載内容：事業者名、アカウントURL、配信媒体、配信期間、主な配信内容等)

6 成果品・報告書の提出等

(1) 提出物

○実績報告書

広告画像、広告配信期間中のインプレッション数やクリック数、リーチ数、閲覧者の年齢・性別等の情報を媒体ごとに集計・分析した結果等を内容とすること。

○広告データ一式

(2) 提出先

埼玉県県民生活部消費生活課

(3) 権利の帰属

- 本業務により制作された成果物(広告画像等)の著作権は埼玉県に帰属する。なお、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び28条に規定された受託者の権利については行使しないものとする。
- 本業務により制作された成果物(広告画像等)は埼玉県のほか、市町村や関係団体において二次利用(広報紙等への掲載、ホームページやSNSへの掲載等)ができるものとする。その際、変形、一部改変等の必要な修正ができものとする。
- 成果物の全部又は一部に第三者が権利を有する著作物等を含む場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。なお、これらの手続きを怠ったことによる一切の責任は受託者が負うこと。
- 受託者は、著作者人格権を主張しないものとする。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ埼玉県承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 委託業務に関して知りえた秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた際は、遅滞なく埼玉県との協議を行うものとする。